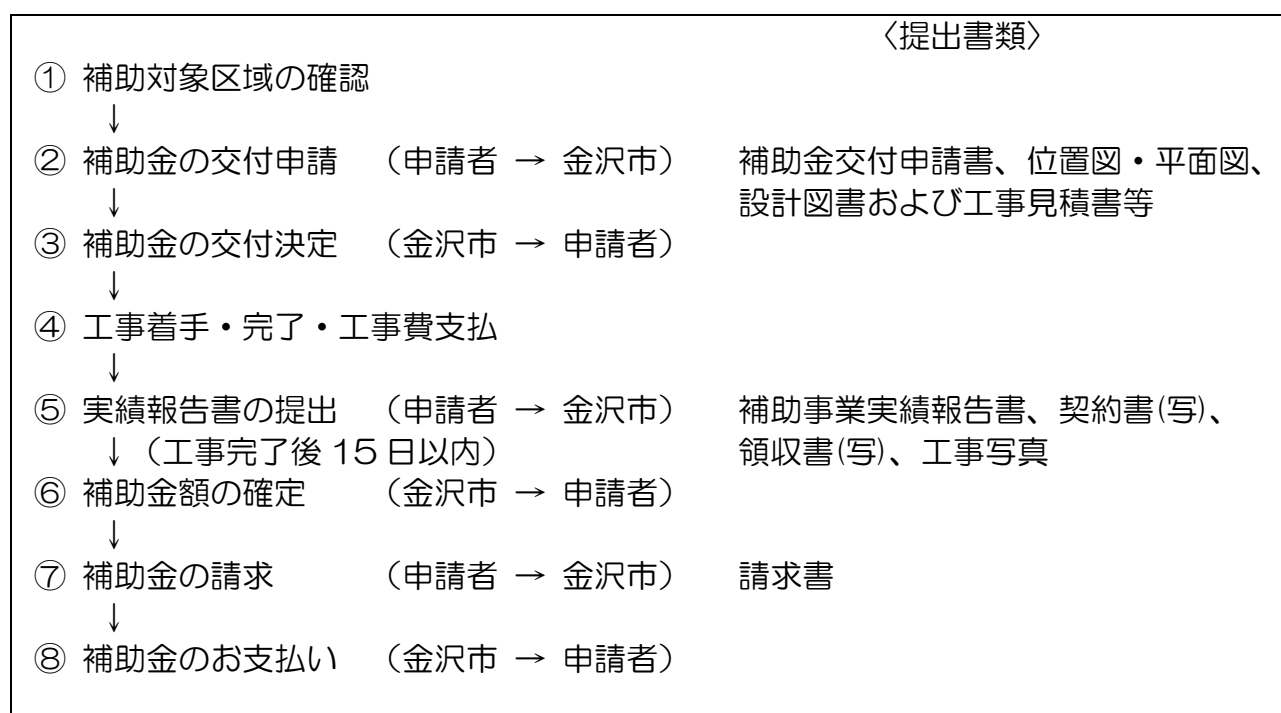


## ～補助金交付の手続き～



### 〈 ① 補助対象区域の確認について 〉

最初に、浸水防止設備を設置される建物が、金沢市洪水避難地図で浸水の恐れがある区域内かどうか確認して下さい。

### 〈 ②③ 補助金の交付申請・交付決定について 〉

工事に着手する前に、補助金交付申請書、位置図・平面図、設計図書および工事見積書等を提出していただき、市で工事内容等を審査いたします。

内容が適正であれば、補助金の交付を決定し申請者あて通知しますので、その後に工事に着手していただくことになります。

なお、事業着手後に工事の追加などで補助事業の内容に変更が生じる場合は、速やかに内水整備課に連絡し、指示に従って下さい。

### 〈 ⑤⑦ 工事完了後の手続について 〉

工事完了後は、補助事業実績報告書、契約書(写)・領収書(写)・工事写真及び請求書を提出していただくことになります。

特に工事写真については、着手前・施行状況・完了後を確認できるよう複数枚撮影してください。不備がある場合は補助金のお支払いができないこともありますので、施工業者にはきちんと撮影するよう依頼して下さい。

その他、不明な点等がありましたら内水整備課までお問い合わせ下さい。

金沢市広坂 1-1-1

金沢市土木局内水整備課

電話：076-220-2341

FAX：076-220-2476

E-mail：naisui@city.kanazawa.lg.jp